

下記の監査の結果に基づき、措置を講じた旨の通知があったので、地方自治法第199条第14項の規定により公表する。

令和3年1月8日

新庄市監査委員 大場 隆司

新庄市監査委員 高橋 富美子

記

- 1. 監査対象 環境課の令和2年度の財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理について
- 2. 監査期間 令和2年9月3日から令和2年9月28日まで

監査の結果（指摘、要望事項）	措置の内容
<p>1. 管理不全な状態にある空き家等について、関係課と情報を共有しながら、特定空き家等の認定、対応について協議し、応急措置の費用についても関係法令に基づき適切に会計処理を行うこと。</p> <p>2. 災害用資金前渡金について、出納簿に入金、出金、残額の確認状況を記載し、購入目的、購入品目について明確に記入すること。</p>	<p>1. 新庄市空き家等対策検討委員会、関係各課において、市内の空き家に関する情報の共有化を進め、対策協議などを実施します。</p> <p>また、特定空き家等の認定については、新庄市空き家等対策協議会において、専門的な立場からご意見を頂きながら空き家等の状況を踏まえ総合的に判断します。</p> <p>応急措置の費用については、災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合においては災害対策基本法における応急公用負担等を実施することとしますが、空き家等の所有者等に対して、安全措置の実施がやむを得ないと判断した場合は、原因となっている空き家等に必要な措置を行い、所有者に実費請求するなど適切な会計処理に努めます。</p> <p>2. 災害用資金前渡金については、出納帳を作成し、指摘事項のとおり改善いたします。</p>